

「少子化対策基本指針」について（概要）

◇ 少子化の現状等を踏まえた上、府が実施する少子化対策の基本的な考え方を一元的に示すとともに、個々の取組について少子化対策としての位置付けを明確化する。

1. 少子化の現状等

（1）少子化の現状

- ① 出生率 ⇒ 今後も人口置換水準（2.07）を下回って推移する見込み。
※合計特殊出生率（H29年概数）…全国：1.43、大阪：1.35、東京：1.21
- ② 結婚 ⇒ 生涯未婚率は急伸しているが、18～34歳の未婚者のうち男女とも9割弱がいずれは結婚するつもりと回答。最多理由は「適当な相手にめぐり合わない」。（H27年、全国）
- ③ 妊娠・出産 ⇒ 理想の子ども数：2.32人、予定子ども数：2.01人（H27年、全国）
主な要因は「経済的な理由（子どもの生活費・教育費）」（H26年、大阪府）
- ④ 子育て ⇒ 府内の待機児童数はH30年4月：677人、平成30年10月：2,541人
子ども・子育て支援新制度（H27年度～）による幼保連携型認定こども園が新設されたが、新しい需要が喚起され、待機児童の解消に至っていないのが現状。

（2）国の動き

少子化社会対策基本法に基づく、新たな少子化社会対策大綱を閣議決定（H27年3月）

- ・5つの「重点課題」
：子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
- ・「きめ細やかな少子化対策の推進」
：各段階（結婚、妊娠・出産、子育て、教育、仕事）に応じた支援など

（3）府の取組

- ・子どもを安心して生み育てることができる環境整備を進めることが少子化対策にも資するという考え方を基本に、子ども総合計画（H27年3月策定）に基づき、社会情勢の変化にも対応した総合的な取組を推進。
- ・あわせて、「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（H28年3月）するとともに、「大阪府SDGs推進本部」を設置（H30年4月）し、持続可能な地域づくりなどを推進。

2. 少子化対策に係る基本的な考え方

（1）基本的な認識・理念

- ・結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現できる社会をつくるため、市町村や民間事業者等と連携しながら、ライフステージに応じた切れ目ない支援を実施。

（2）府の各計画との関係

- ・関連する府の各種計画に位置付けられている取組のうち、少子化対策にも資するものを再整理。
- ・各計画策定時からの状況の変化も踏まえ、新たに取組を始めるもの、従来の取組を拡充するものを追加して、府としての少子化対策の取組として整理。

（3）目標

- すべての府民が結婚や子どもについての希望を実現できる社会づくり
（※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意）

（4）重点的な取組の方向性

- ① 結婚 ⇒ 結婚を希望する人の希望が実現するよう、出会いの機会の確保を進めます。
- ② 妊娠・出産 ⇒ 子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。
- ③ 子育て支援 ⇒ 子育てに関する様々な希望が実現するよう、子育て支援の充実を図ります。特に、保育所等待機児童については早期の解消に向けた取組を進めます。

3. 少子化対策に関連する取組（主なもの） ※「少子化社会対策大綱」の項目に対応する府の取組から抜粋

（1）結婚の希望が実現できる環境づくり

- 婚活イベント実施による出会いの機会の創出
- 結婚応援ネットワークの構築
- 「おおさか結婚縁ジョイパス」による経済的負担の軽減
- 結婚・出産・子育て支援ポータルサイト（ふあみなび）の運営
- 新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業
- 府営住宅「新婚・子育て世帯向け募集」

（2）安心して妊娠・出産できるための支援

- ハイリスク妊婦への支援
- 特定不妊治療費助成事業の実施
- 子育て世代包括支援センターの全市町村設置への働きかけ
- 職場におけるハラスメント防止のためのセミナーの開催等
- 周産期母子医療センター運営補助事業
- 周産期緊急医療体制整備事業
- 周産期医療体制コネクター設置事業
- 不妊・不育総合対策事業

（3）子育て支援の充実

- 認定こども園整備事業、保育所等整備事業、小規模保育設置促進事業
- 保育教諭確保のための資格取得支援事業、潜在保育士確保事業、資質向上のための職員研修の充実
- 利用者支援事業、一時預かり、延長保育事業、病児保育事業等
- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 小児救急医療体制運営事業補助
- 小児救急電話相談
- 小児救命救急センターの認定

4. 推進体制

（1）少子化対策ワーキンググループ

- 大阪府子ども・青少年施策推進本部（本部長：知事）のもとにワーキンググループを設置（H30年3月）。
⇒取組の進捗状況を把握し、必要な調整を行う。

（2）子ども総合計画の見直し

- 府の少子化対策の基本的な考え方をより明確にする観点から、後期事業計画の策定（2020年）にあわせて、少子化対策としての位置付け強化の方向性を検討。